

様式第3号（第7条関係）

会議録

- 1 附属機関の会議の名称 平成30年度第1回水戸市行政改革推進委員会
- 2 開催日時 平成30年8月2日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎南側臨時庁舎2階大会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
伊藤明美，大関茂，大津順一郎，軍地美代，鹿倉よし江，谷口孝悦，田山和子，
保立武憲，馬渡剛，皆川勝弘，元木理寿（氏名五十音順）
 - (2) 執行機関
荒井宰，川上悟，櫻井和則，深谷晃一，千田寛，渡辺慧，畠山明子
 - (3) その他
欠席者：川瀬武彦，富山明子，早船徳子
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成29年度実施状況について（公開）
- 6 非公開の理由
公開
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成29年度実施状況概要について
 - (2) 水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成29年度実施状況〔実施期間：平成28年度～平成31年度〕
 - (3) 実施項目11「職員定数の適正管理」の財政的効果の考え方
 - (4) 平成30年度第1回行政改革推進委員会質問一覧表
 - (5) 水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成29年度実施状況に対する質問及び回答

9 発言の内容

○**事務局** 定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。平成30年度第1回水戸市行政改革推進委員会を開会させていただきます。本日の出席委員は11人でございます。____委員、____委員からは、事前に欠席との御連絡がございましたので御報告いたします。議事に入ります前に、副委員長の____委員が退職されましたことに伴いまして、常磐大学から御推薦いただきました____先生に、____委員の残任期間を委嘱することとなりました。____先生、一言御挨拶をお願いします。

<____委員挨拶>

○**事務局** ありがとうございます。続きまして、副委員長が不在となりますので、本委員会の設置条例第5条に基づきまして副委員長の選出に移ります。事務局としましては、____委員の後任の____委員をお願いしたいと考えております。

○**____委員長** ただいま事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。

<反対意見無し>

○**____委員長** それでは、異議なしということで、____委員に副委員長をお願いします。

○**事務局** それでは、議事に入る前に、お手元の資料の御確認をお願いします。事前にお送りしてありました資料①「水戸市行財政改革プラン 2016 前期実施計画平成29年度実施状況概要について」と2枚綴りの別紙「水戸市行財政改革プラン 2016 前期実施計画平成29年度実施状況に係る実施・一部実施等一覧」がございます。資料②「水戸市行財政改革プラン 2016 前期実施計画平成29年度実施状況[実施期間：平成28年度～平成31年度]」、資料③「実施項目11『職員定数の適正管理』の財政的効果の考え方」、資料④「平成30年度第1回行政改革推進委員会質問一覧表」、資料⑤「水戸市行財政改革プラン 2016 前期実施計画平成29年度実施状況に対する質問及び回答」、補足資料として「水戸市観光マップ」を御用意いたしました。欠けている資料はございませんでしょうか。

なお、資料①「水戸市行財政改革プラン 2016 前期実施計画平成29年度実施状況概要について」につきましては、事前に配布させていただいておりましたが、修正がございましたので、本日差し替えさせていただきますのでよろしく願いいたします。それでは、議事を進めてまいります。議事進行は、水戸市行政改革推進委員会条例第6条の規定に基づき、____委員長をお願いいたします。

○**____委員長** それでは、会議次第に基づき議事を進めます。水戸市会議の公開に関する規程に基づき、会議録の公開が後日必要となりますので、会議録署名人を指名させていただきます。____委員と____委員をお願いします。それでは、水戸市行財政改革プラン 2016 前期実施計画平成29年度実施状況[実施期間：平成28年度～平成31年度]について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** はい。資料①を御覧ください。「1 行財政改革プラン 2016 について」は、強くなやかな行財政運営の構築を基本理念としまして、五つの柱のもと、実施項目33項目

について、4年間を前期実施期間として改革に取り組んでおります。「2 実施状況」につきましては、平成30年3月31日現在において、113項目の年度計画のうち、75項目が「実施」で66パーセントの達成率となりました。昨年度の達成率69パーセントと比較すると若干低い達成率となりました。平成29年度は、事務改善に係る職員提案制度の活用などが、新たに年度計画を達成したところでございます。

なお、実施項目別の集計では、33の実施項目のうち、13項目が「実施」となりました。資料①の別紙を御覧ください。平成29年度実施状況に係る実施・一部実施等一覧でございます。こちらは全ての実施項目と年度計画を一覧にしております。実施項目は、全ての年度計画を達成していないと「実施」とは表記されないこととしております。資料①を御覧ください。年度計画別の達成率は、昨年度と比べ若干低い水準であることから、なお一層の達成率の向上を目指して、積極的に改革を進めていく必要があります。財政的効果につきましては、受益者負担の適正化、未利用財産の処分などにより、平成30年3月31日現在で約6億6,348万円の財政的効果を上げています。財政的効果につきましては、事前に配布した資料では、約2億9,897万円としておりましたが、修正を加えております。修正した理由につきましては、本日配布しました資料③「実施項目11『職員定数の適正管理』の財政的効果の考え方」を御覧願います。これまで、「職員定数の適正管理」の財政的効果につきましては、中核市移行の推進、4大プロジェクトの推進及び国民体育大会の開催準備の推進による定数増員も含めた効果としておりました。近年、これらの事業の本格化に伴い、定数の大幅な増員を図ってきたところですが、一方で、4大プロジェクトの推進及び国民体育大会の開催準備については事業の終了に伴い、今後、定数の大幅な減員が見込まれております。こういった一定期間で終了する事業や中核市移行に伴う必要な定数の増員についても財政的効果に含めると、行財政改革の成果としての財政的効果を的確に把握できなくなります。そのため、中核市移行等の推進に伴う増員による支出は、今回から財政的効果に含めないこととしました。これにより、実態に見合った効果を報告してまいりたいと考えております。今後とも、中核市移行等の推進に当たりましては、事業の進捗を見極め、効率的な組織となるように、また、より最小の人員で効果的に事務が執行できるように努めてまいります。参考として、実施項目11を修正した箇所を抜粋した資料を添付しております。資料②の16ページと17ページの部分は差替えとなりますので、よろしく願いいたします。

実施状況の主な内容につきまして、資料②「水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成29年度実施状況[実施期間：平成28年度～平成31年度]」を御覧ください。3ページを御覧ください。実施状況一覧表がございます。表の構成は、左から実施項目、期間内における年度計画、実施状況、実施における効果、備考、担当課の順になっております。期間内における年度計画の欄には、各年度において実施すべき内容を年度計画として定めておりました。達成したものにつきましては■、達成できていないものは□としております。平成28年度の年度計画を、平成29年度に達成した場合は▲と表記しております。実施における効果の欄につきましては、実施したものについて主な効果を記載しております。備考欄

については、一部未実施の理由や、平成 30 年 4 月 1 日以降の取組等を適宜記載しております。それでは、平成 29 年度の取組について、主なものを御説明させていただきます。

なお、平成 29 年度の年度計画と平成 29 年度実施状況については網掛けをしております。

項目 1 「窓口サービスの見直し」につきましては、平成 29 年度総合窓口設置に向けた準備の年度計画のところ、水戸市総合窓口実施設計書を策定したことから、年度計画達成としまして、項目 1 は「実施」としました。続きまして、項目 2 「水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実」につきましては、6 ページを御覧ください。【統合型GISへの各種都市計画規制情報の提供】につきましては、都市計画決定情報について「いばらきデジタルまっぷ」の本運用を開始したことから、年度計画達成としまして、項目 2 は「実施」といたしました。7 ページを御覧ください。項目 3 「オープンデータの推進」は、オープンデータ公開システムの構築について、オープンデータ数の目標値 50 に対して、平成 29 年度は 221 でしたので達成しておりますが、新システムの導入については、備考にありますように、新システムの導入を判断するに当たって、十分な課題の整理を行う必要があり、未達成となっております。その下の段、水戸市オープンデータ研究会での研究につきましては、研究会の設立ができなかったことから、項目 3 は「一部実施」としてしております。9 ページを御覧ください。項目 4 「市民意見の反映」、インターネットモニターアンケートの実施につきましては、3 回実施の年度計画に対して、実施要望がなかったため 0 件でした。その下段の、附属機関への市民参画の拡充につきましては、水戸市附属機関の設置及び運営に関する指針の改正の年度計画のところ、非公募とする附属機関の要件の検討にとどまったことから、項目 4 は「一部実施」でございます。続きまして項目 5 「中核市移行の推進」につきましては、年度計画でございます水戸市保健所施設基本設計・実施設計の完了が未達成のため、項目 5 は「実施」から「一部実施」に変更となっております。11 ページを御覧ください。項目 6 「協働の体制づくり」、市民アンケートの実施につきましては、年 1 回実施したところでございますが、地域円卓会議の開催につきましては、年 2 回実施の年度計画のところ、地域円卓会議のコーディネーター選考や実施方法等の検討に時間を要し、検討にとどまるため、未達成でございます。項目 6 は「実施」から「一部実施」に変更となっております。続いて 13 ページを御覧ください。項目 8 「ボランティア団体・NPO の情報の一元化及び活用の推進」につきましては、情報の一元化の年度計画のところ、市民活動情報WEBサイト又は福祉ボランティア会館ボランティアセンターへの団体登録の際に、他制度を紹介する等行ったところでございますが、情報の一元化には至らなかったため、未達成となっております。市民活動情報WEBサイト登録団体数を 70 団体にする年度計画のところ、63 団体にとどまるため、項目 8 は「一部実施」となっております。項目 9 「協働事業の充実」、災害時生活用水協力井戸登録による災害対策の推進につきましては、登録井戸数を 600 か所とする年度計画のところ、423 か所にとどまるため、項目 9 は「一部実施」でございます。17 ページを御覧ください。項目 12 「公共施設等総合管理計画の策定」につきましては、全体計画に基づく取組の推進の年度計画のところ、全庁的な取組体制の検討を行ったことから、達成としております。

また、個別計画策定及び推進の年度計画につきましては、水戸市公営住宅長寿命化計画等の計画策定を推進していることから、項目12は「実施」としております。項目13「保育所・幼稚園の適正配置」につきましては、市立幼稚園・保育所あり方検討会の設置、提言書の提出を受けたところですが、適正規模・適正配置方針につきましては、有識者による検討会からの提言書を踏まえ、平成30年度に方針を決定するため、未達成としております。また、民間保育所整備及び地域型保育事業設置による保育環境整備につきましても、平成29年度は待機児童解消の年度計画のところ、民間保育所の整備及び小規模保育事業の展開により、待機児童数を減少させることはできましたが、保育需要の高まりから、待機児童解消には至らなかったため、未達成でしたので、項目13は「一部実施」でございます。19ページを御覧願います。項目14「事務事業の見直し」、事務改善に係る職員提案制度の活用につきましては、平成29年度の提案者10人の年度計画のところ、平成28年度は0人でしたが、平成29年度に制度運用の見直しを行い、19人3グループから46件の提案がございまして、5件を採用したところでございます。事務事業見直し提案につきましても、24件の提案がございまして、13件を採用としたところでございます。しかし、嘱託員に係る社会保険加入事務の一元化につきましては、社会保険料支払いに係る給与・財務システムカスタマイズ内容の決定及び関係課との調整にとどまったことから、項目14は「一部実施」でございます。項目15「ICTの活用」につきましては、個人番号カード利用サービス追加としまして、戸籍証明書の交付の検討を行ったことから、年度計画達成でございます。23ページを御覧ください。電子申請手数料の電子決済の導入につきましては、電子決済の導入に向け継続して課題の整理及び検討が必要であり、未達成であることから、項目15は「一部実施」でございます。24ページを御覧ください。項目16「一部事務組合のあり方の検討」は、大洗、銚田、水戸環境組合(ごみ)につきましては、脱退に向けた協議を実施いたしました。笠間・水戸環境組合につきましては、解散に向けて、組合において財産の資産価値の評価作業の推進、笠間市のごみ処理方針の確認を実施いたしました。その他の一部事務組合につきましては、検討にとどまるため、項目16は「一部実施」としております。26ページを御覧ください。項目17「事務事業の民間活力活用の推進」につきましても、見川クリーンセンター維持管理業務は、委託業務の拡大方針の決定について、拡大対象とする委託業務の内容の検討に時間を要しているため未達成でございます。道路維持補修業務につきましては、委託業務の検討(補修業務各種に係る委託の検証)の年度計画でございまして、道路維持補修業務の実態について、類似都市へのアンケート調査の実施、アンケート調査に基づき、補修業務各種に係る委託手法の検証を実施したことから、年度計画は達成でございます。項目17は「実施」でございます。項目18「公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進」につきましては、市立幼稚園・保育所あり方検討会の設置、提言書の提出を受けたところですが、適正規模・適正配置方針につきましては、平成30年度に方針を決定する予定でございます。項目18は「一部実施」でございます。31ページを御覧ください。項目22「給与の適正化」につきましては、人事院勧告に準拠した給与の見直しを実施するとともに、

全職員を対象とした人事評価の実施を行ったところでございますが、人事評価結果の給与への反映が未達成であったことから、項目 22 は「実施」から「一部実施」に変更となります。項目 23 「補助金・負担金の適正化」につきましては、平成 29 年度は廃止 1 件、減額 1 件を実施しまして、75 万円の削減となったことから「実施」としております。項目 24 「社会保障制度の適正な運営」は、ジェネリック医薬品に切替えた割合につきましては 40 パーセントを年度計画としておりましたところ、45.1 パーセントとなりました。特定健康診査受診率につきましては、29 パーセントの年度計画のところ、25.2 パーセントにとどまるため未達成でございます。国保税の適正化は、改定の検討について国保税の据置を決定したことから、達成としております。35 ページを御覧ください。特定介護助成制度の見直しにつきましては、特定介護助成制度の廃止を行いまして、前年度比で扶助費 14,400 千円の支出削減となりました。介護保険料の適正化は、改定の検討について介護保険料率の据え置きを決定しました。健康増進事業の推進につきましては、生活習慣病予防教室は、延 400 人の年度計画のところ、延 99 人で未達成でございます。成人健康相談は、延 350 人の年度計画のところ、延 637 人で達成しております。健康診査・がん検診は、延 56,000 人の年度計画のところ、延 55,601 人で未達成でございます。備考の一部実施の理由にありますように、生活習慣病予防教室のあり方を見直し、教室の中に腎臓病予防コースを設け、新たな対象者に向けて実施したが、目標には達しなかったものでございます。また、がん検診につきましては、平成 29 年 4 月、胃がん検診の国の指針改正により、隔年受診、50 歳以上と見直されまして、受診者が減少したところでございます。続いて 37 ページを御覧ください。生活保護就労支援の推進につきましては、就職者数 360 人の年度計画のところ、延 200 人ととどまるため未達成でございますが、70,563 千円の支出削減となっております。続きまして 39 ページを御覧ください。生活困窮者自立支援の推進につきましては、就職者数 18 人の年度計画のところ、16 人ととどまるため、未達成でございます。備考の一部実施の理由にありますように、就労支援を実施したものの目標数に至らなかったところでございます。項目 24 は「一部実施」でございます。項目 25 「外郭団体の財務体質・執行体制の改善」は、平成 28 年度の新しい計画の策定について、平成 29 年度に策定したことから▲と表記しております。項目 25 は「一部実施」から「実施」に変更しております。項目 26 「収納率の向上」は、国民健康保険税につきましては、年度計画は未達成でございます。介護保険料も年度計画未達成でございます。市営住宅家賃等につきましても、年度計画を達成できなかったところでございます。項目 26 は「一部実施」となっております。43 ページを御覧ください。項目 27 「受益者負担の適正化」は、その他の使用料・手数料の改定につきましては、改定の年度計画のところ、使用料減額 1 件、手数料新設 1 件、減額 2 件を実施しまして、使用料が 4,232 千円の収入減、手数料が 825 千円の収入となりました。また、下水道事業の公営企業化は、準備の年度計画のところ、組織統合に向けた準備を進めたことから、項目 27 は「実施」としております。続きまして 45 ページを御覧ください。項目 28 「未利用財産の活用と処分」につきましては、財産活用課、水道部経理課におきまして取組を進めております。財産活用

課は売却 20 件、貸付 50 件の年度計画のところ、売却が 30 件、貸付が 124 件でございまして 55,784 千円の収入となりました。経理課につきましては、売却 1 件、貸付 2 件の年度計画のところ、貸付 2 件でございましたが、売却についてはインターネットオークションを実施しましたが、不調となったため未達成でございます。項目 28 は「一部実施」でございます。項目 29 「新たな財源の拡充」につきましては、予算編成時において新たな財源拡充策を検討し、広告掲載料 2 件、自動販売機販売配分金 1 件としまして 450 千円の収入となりましたことから、「実施」としております。項目 30 「職員の能力育成」につきましては、人材育成基本方針に基づく研修の実施としまして、各種研修を実施するほか、自主研修に対する助成の実施、自治大学校への派遣研修の実施、大学院派遣研修の実施、自己啓発や研修に取り組みやしやすい職場環境づくりへの支援に取り組んでまいりましたが、ジョブ・ローテーションの推進につきましては、制度化の検討にとどまったことから、項目 30 は「一部実施」でございます。項目 31 「人事評価制度の推進」につきましては、全職員を対象とした人事評価の実施をするとともに、評価結果の人事管理への活用を行ったところでございますが、給与への反映が検討にとどまることから、項目 31 は「実施」から「一部実施」へ変更となっております。項目 32 「多様な人材の確保」につきましては、特別選抜試験の実施、民間企業等経験者採用試験の実施、再任用制度の活用の実施等を行ったところでございますが、女性職員の管理職への登用につきましては、女性管理職 16 パーセントとする年度計画のところ、13.3 パーセントにとどまるため、項目 32 は「一部実施」でございます。項目 33 「ワーク・ライフ・バランスの推進」は、時間外勤務時間の縮減につきましては、平成 26 年度比で 5 パーセント減の年度計画のところ、4.3 パーセント増となりました。備考の一部実施の理由にございますとおり、時間外勤務の縮減に努めましたが、国の制度改正や国体開催に向けた準備等により、一時的に業務量が増加したところでございます。また、年次休暇の取得促進につきましても、年 13 日の年度計画のところ、10.8 日にとどまりました。職員の健康管理とメンタルサポートにつきましては、職員数に対する精神性疾患による長期療養休暇者数の割合において、地方公務員の平均値を下回ることを年度計画としておりますところ、平成 28 年度地方公務員の平均値が 1.3 パーセントに対して、本市は 2.1 パーセントであったため、未達成でございます。52 ページを御覧ください。男性の育児参加に向けた取組の推進につきましては、育児休業取得は男性職員 1 名の取得があったところでございます。項目 33 は「一部実施」でございます。以上で資料の説明を終わります。今後につきましては、本日の委員会終了後、8 月下旬に、議会の行財政改革調査特別委員会に報告をしてみたいと考えております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ただいま、水戸市行財政改革プラン 2016 前期実施計画平成 29 年度実施状況について御説明いただきました。本日の資料は事前に皆様にお届けし、あらかじめ質問をいただいておりますので、まず、その質問についての回答をもらい、その上で関連する御質問も受けながら、進めてまいります。本日は、質問があった項目の所管課長に御出席をいただいておりますが、関係する質問が終了したところで退席して

いただきます。まず全体に関するものについて、その後五つの大きな柱ごとに進めてまいります。

まず、全体についての質問が____委員からございましたので、行政改革課より回答をお願いします。

○行政改革課 はい、資料⑤を御覧ください。皆様からいただきました質問と、それに対する回答を文書にまとめたものでございます。こちらに基づきまして御説明させていただきます。____委員から二つの質問がございまして、一つ目の質問は、水戸市行財政改革プラン2016 前期実施計画の進め方と実施率についてでございます。水戸市行財政改革プラン2016 前期実施計画につきましては、当該計画に位置付けられた各実施項目について、各部推進会議において年度計画を設定し、市長を本部長とする水戸市行政改革推進本部において決定しております。また、各年度の実施状況につきましては、翌年度、議会の行財政改革調査特別委員会に報告することとしておりまして、平成29年度の実施状況については、本日の会議後、8月下旬頃に報告してまいります。今回、実施率が69パーセントから66パーセントに低下した理由といたしましては、実施項目5「中核市移行の推進」において保健所基本設計・実施設計書が完成しなかったこと、実施項目8「ボランティア団体・NPOの情報の一元化及び活用の推進」において情報の一元化ができなかったこと、実施項目24「社会保障制度の適正な運営」において生活困窮者の就労支援が目標値に達しなかったことなどが挙げられます。これらの項目の実施状況の評価が、前年度は「実施」であったものが今年度は「一部実施」に変更となったものです。一方で、実施項目14「事務事業の見直し」において事務改善に係る職員提案が進んだほか、実施項目24「社会保障制度の適正な運営」において、介護サービス事業所の指導監査の目標値を達成するなど、新たに年度計画を達成した項目もあることから、一定の評価をしているところです。

続いて____委員より二つ目の質問、未達成項目についてでございますが、前年度の未達成項目は、遡って達成ができるものと、遡って達成できないものに分かれます。前者につきましては、設定した年度計画について、翌年度以降に達成した場合、▲の表記としております。平成29年度は実施項目16の「一部事務組合のあり方の検討」の笠間地方広域事務組合のところで、平成28年度の年度計画であった「方針決定」を翌年度の平成29年度に実施したことから▲としております。遡って達成できないものにつきましては、例えば、実施項目24「社会保障制度の適正な運営」の介護保険のところで、平成28年度の年度計画では事業所の指導監査を当該年度内に40事業所に対して行うこととしていましたが、このような計画については、翌年度に遡って達成することができないため、未実施のままとなります。遡って達成ができる項目につきましては、年度計画どおりに進んでいない項目でございますので、早急に実施となるように、今後とも担当課への働きかけを行ってまいります。

なお、平成28年度の実施状況につきましては、昨年8月に議会の特別委員会に報告しております。以上でございます。

○____委員長 ただいまの説明について、御意見や御質問がございましたらお願いします。

<意見無し>

○委員 それでは、五つの柱について議論を進めてまいります。第一の柱「質の高い市民サービスの提供」の実施項目1「窓口サービスの見直し」の総合窓口の推進について、行政改革課よりお願いします。

○行政改革課 はい。委員から、総合窓口の推進について「水戸市総合窓口実施設計書」とはどういうものなのか、総合窓口の実施についてのPRはどのように行っているのかという御質問でございました。「水戸市総合窓口実施設計書」につきましては、「水戸市総合窓口設置基本計画」で示された基本的な方向性を踏まえ、総合窓口の具体化に向けた取組の詳細事項を定めるために作成したものでございます。市民に向けた総合窓口の周知につきましては、新庁舎の供用開始に合わせて、「広報みと」において新庁舎の特集記事を予定しており、その中で、併せて総合窓口の設置についても市民の皆様幅広く周知を図るほか、市外からの転入者等向けに市ホームページによる周知を実施する予定です。

○委員 続きまして、コンビニ交付の導入について、情報政策課よりお願いします。

○情報政策課 はい。本市のコンビニ交付に関する御質問について回答いたします。

まず1点目の証明書ごとの利用率の推移でございますが、平成28年11月からコンビニ交付を開始しておりまして、平成30年6月までの月別の発行枚数及び利用率を【別紙】によりお示しさせていただいております。平成28年度ですと、コンビニ交付の割合はだいたい1パーセントくらいでございますが、平成29年度は1.5パーセント、平成30年度は年度途中ですが2.1パーセントと、若干ですが伸びている状況でございます。次に、2点目の戸籍関連証明書の交付拡大の検討状況でございます。平成30年7月10日時点において、コンビニ交付を実施する全国535自治体のうち、350自治体が戸籍関連証明書の交付を実施しています。参考までに申し上げますと、県内には44市町村がございますが、コンビニ交付を行っておりますのは29団体、そのうち戸籍事務を行っておりますのは2団体でございます。現在、国では、戸籍事務についてもマイナンバーによる連携を可能とするよう制度の改正を検討しているところであり、パスポート、児童扶養手当、婚姻等の届出の際に住民が自治体や国の行政機関に提出する戸籍関連証明書が不要となることが想定されております。こうしたことから、今後の国の動向を注視して、検討を進めてまいります。最後に、3点目のコンビニ交付を拡大する余地についてでございます。取得できる証明書については、現在本市では、住民票の写し、印鑑登録証明書及び市県民税課税証明書を対象としておりますが、他市においては、住民票記載事項証明書、戸籍関連証明書等についても交付を行っております。本市においてこれらの証明書を新たに対象に加えるためには、システム改修経費が必要となりますので、これらの証明書の発行枚数を勘案し、また、他自治体の実施状況や利用状況を注視しながら、対象となる証明書の拡大を検討してまいります。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。続きまして、「水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実」について、質問の要旨は、「水戸の銅像めぐりマップ」の活用についてでございます。観光課よりお願いします。

○**事務局** 観光課ですが、明日から水戸黄門まつりが開催されるので、多忙のため欠席させていただきます。代わりまして事務局が回答を代読させていただきます。本市には、偉大な先人たちを顕彰し、後世にその功績を伝えるため、「徳川光圀公」、「徳川斉昭公」などの水戸徳川家の名君をはじめ、「藤田東湖」や「会沢正志齋」といった、明治維新に至る歴史において大きな役割を果たした水戸の先人たちを紹介する銅像が設置されております。観光課におきましては、観光客等に水戸の歴史を伝え、まちあるきを楽しんでいただくことを目的として、「水戸の銅像めぐりマップ」を作成し、市ホームページにおいて、銅像の設置箇所を案内するとともに、それぞれの人物紹介を行っているところでございます。また、本市の観光情報全般を案内する『水戸市観光マップ』におきましても、市内の観光施設や観光ルートなどとあわせ、銅像の位置を案内しているところでございます。銅像の詳細な位置情報に関する御質問につきましては、委員御指摘のとおり、現在公開しているマップは広域の図面を使用しておりますことから、銅像の住所等、詳細な位置が示されていないものとなっております。郷土の誇るべき歴史上の人物を紹介する銅像は、本市の歴史を観光客に伝えるだけでなく、本市を回遊していただくための貴重な観光資源の一つであるものと認識しておりますので、今年度実施を予定している『水戸市観光マップ』の刷新と合わせて、誰もが分かりやすい情報発信の手法を検討し、水戸の魅力発信、観光案内の充実に取り組んでまいります。また、銅像の管理についての御質問でございますが、観光課を含む銅像の管理者間での情報共有を徹底しまして、適切な管理に努め、観光地としての魅力向上に取り組んでまいります。参考までに、『水戸市観光マップ』を配布しておりますので、御覧いただければと思います。

○**委員長** 代読という形で御対応いただきました。続きまして、市民意見の反映について、質問要旨は、非公募とする附属機関の検討結果についてです。行政改革課よりお願いします。

○**行政改革課** 附属機関への市民参画の拡充につきまして御質問をいただきました。平成28年度に行いました公募委員を委嘱できる附属機関の調査の結果につきましては、公募委員を委嘱できないとの回答のあった附属機関が複数あったところです。そのため、当該調査における関係各課の見解を検証するとともに、他自治体での公募状況等を参考にして、行政改革課で非公募基準を設定しまして、公募委員が委嘱できる附属機関の範囲を拡大できるように、庁内調整を図っているところでございます。このようなことから、現時点では資料として提出できませんので、参考として附属機関の一覧を添付させていただきます。

非公募基準について御説明させていただきます。

次の理由に該当する場合は、公募委員を選任しないことができる。

- (1) 法律及び法律に基づく命令の規定により、委員を選任しようとする場合
- (2) 委員が学識経験者又は優れた識見を有する者に限定され、専門的な見地から審議を行う附属機関の委員を選任しようとする場合
- (3) その他特別な事情があると認められる場合

ア 水戸市情報公開条例第7条各号に定める非開示情報と認められる事項について
審議を行う附属機関の委員を選任しようとする場合（特に市民の参画が必要な附
属機関の委員を選任しようとする場合を除く。）

イ 行政処分に関する審議を行う附属機関の委員を選任しようとする場合

ウ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じる場
合

以上となっております。

○委員長 ありがとうございます。以上、第一の柱について4点の質問がありました。
委員の皆様からの御意見、御質問等はございますか。

○委員 よろしいでしょうか。コンビニ交付につきまして、詳細な資料を添付いた
だいでありがとうございます。もう少しコンビニ交付の導入が進むかと期待して
おりましたが、コンビニ交付の割合は1.5パーセントにとどまるということで、
ずいぶん低いと感じました。市民にとって利便性が高まるとともに、水戸市
職員にとっても業務負担が減るわけですから、非常に良いことと期待して
おります。利用が増えないのは何か原因があるのでしょうか。マイナンバー
カードの普及も関係しているのでしょうか。

○情報政策課 コンビニ交付を実施するにあたってはマイナンバーカードが
必要となってきますが、水戸市のマイナンバーカードの普及率は6月30日
現在で11.2パーセントとなっております。これは全国平均とほぼ同じくらい
の数字で、水戸市が特別に低いというわけではないと認識しております。
水戸市におきましても、クレジットカード会社のポイントを移行して地元
の産物を購入できる等、様々なサービスを付加することは想定して
おりますが、国の方向性もなかなか定まらないこともありますので、
そういったことも勘案しながら検討していきたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。それと銅像めぐりについて、水戸に
来た時にはぜひやっていただきたいと思っております。ただ、ネット
上で調べてみると、場所が分かりにくいと思えました。マップに工夫
の余地があるかと思えます。

○事務局 観光課が欠席のため、この場ではお答えはできない
のですが、委員の御意見は観光課へお伝えしてまいります。

○委員 実際に2、3か所の銅像を見てきたのですが、例えば藤田
東湖の銅像周りは草が伸び放題でした。幕末に活躍された有名な
方なのに、銅像を見に来た人もがっかりしてしまいます。銅像の
管理はどちらの課でされているのかわかりませんが、日常的な
管理をする担当課がないのであれば、ボランティアやNPO団体等
の力を借りることも考えてはどうでしょうか。

○事務局 史跡ごとに担当課が違っている場合もございますので、
それぞれの担当課に御意見をお伝えしてまいります。

○委員 よろしくお願ひします。続いて、附属機関への市民参
画の拡充について、昨年と同じ質問をさせていただきましたが、
状況は変わっていないようです。水戸市の方針とし

では、市民参画型の附属機関を 20 パーセントに高めるという方針が進められてきて、資料を見ますと、附属機関は全部で 79 であるとなっています。そのなかで委嘱ができない機関は 22 であるとなっています。残りの 57 の機関は委嘱ができるということですね。こちらの資料を見ますと、公募委員を委嘱しているのは 10 機関で、割合としては 18 パーセントくらいとなりますから、以前とあまり変わっていない印象を受けます。取組が鈍いのではないと思いますが、水戸市はどうお考えですか。

○**事務局** 現在、行政改革課にて 79 の附属機関全ての法律、政令、条例等を調べております。法律によってこういう人を入れてください、としている附属機関もありますので、そういった機関は対象から外していくという作業を進めているところでございます。また、行政改革課にて非公募基準というものを設けまして、各課に対して、委嘱できるかできないか照会をかけております。来年度の委員会では、前向きな回答ができるように調整を図っていきたいと考えております。

○**委員** 各課へ働きかけても、なかなかうまくいかないのが実態かと思えます。引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

○**委員長** 他には何かありますか。

○**委員** よろしいですか。先ほどマイナンバーカードの話が出ましたが、普及が進んでいない状況です。マイナンバーカードがあれば、他の市町村のコンビニでも水戸市の住民票や印鑑証明が取得できるのですから、窓口業務の軽減につながります。まさに行政改革につながることで、どんどん進めていってほしいと思えます。

○**委員長** 私も取得しましたが、マイナンバーカード発行にはいろいろな書類を用意したり煩雑な手続きがありますから、これは水戸市の問題というよりは、国の設計の段階で問題があったと思えます。持っていれば便利であることは確かだと思えます。

○**委員** 国のやっていることという意識が強すぎて、市としてあまりタッチしようとしなない。県も同様です。県で納税証明書を取ろうとする際、法人マイナンバーの記入は必要ないですが、税務署では法人マイナンバーの記入が必要となり、統一されていないのですね。水戸市ではどんどん進めていただけると、利便性、市民サービスの向上になると思えます。

○**委員** マイナンバーカードの取得がネックになっていると思えます。取得率 11.2 パーセントはやはり低いですよね。水戸市が率先してマイナンバーカードの取得に向けて動いてくださればと思えます。

○**行政改革課** 正確な数字はお出しできないのですが、市民課はマイナンバーカード普及に向けて、一般企業に出向いてマイナンバーカード発行の手続きを行う取組をしております。

○**委員長** ありがとうございます。他になければ、第二の柱に移ります。「市民との協働によるまちづくりの推進」、地域に関わる担い手の育成について、市民生活課より願ひします。

○**市民生活課** はい。____委員より、去年起こりました西日本の集中豪雨、関東東北豪雨等、

頻発している災害に対していかに物心両面にわたって備えていくか、そのためには地域住民と自治体との一体となった協働活動が重要であるという御提案でございました。それについては、現在、本市で進めております「地域に関わる担い手の育成」や「地域コミュニティプランの実現及び改定に係る研修会」等で、防災という観点から見直す必要がないかをチェックしていただき、必要があれば見直しを行っていただきたいという御提案でした。

回答でございますが、近年は、防災をはじめ、防犯、福祉、環境、教育等、地域における課題が多様化しており、市民と行政との協働のもと、地域的な連帯感に基づく地域コミュニティ活動により解決していくことが重要であると考えております。本市におきましては、市民の皆様一人一人の参加により、地域のコミュニティが自主的に活動を継続していくとともに、充実させていくことができるよう、その活動の支援や環境の整備に取り組んでいるところでございます。現在、各地区におきまして、地域の将来像や課題の解決に向けた具体的な活動等をまとめたコミュニティプランを指針といたしまして、防災を含めた様々な活動に取り組んでおり、今後も、地域コミュニティ団体が、多岐にわたる分野で自主的かつ充実した活動を継続していくためには、各種の課題に対して、関係各課が連携して取り組んでいくことが重要であると認識しております。つきましては、コミュニティプラン推進研修会等を実施する際には、防災の観点を含めた、その時節における地域課題や社会情勢を的確に捉えられるよう、地区会等の意見も伺いながら、内容を精査してまいりたいと考えております。以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。続きまして、ボランティア団体・NPOの情報の一元化及び活用の推進について、**副委員長**からの御質問です。福祉総務課よりお願いします。

○**福祉総務課** はい。**副委員長**からの御質問、福祉ボランティアの学生について、連絡の際の情報の一元化と、実施後の意見徴収に関する御質問についてお答えいたします。大学生に対する社会福祉等のボランティアの募集や登録などに関する情報発信につきましては、大学側と協議しながら窓口の一元化に努めてまいります。また、ボランティアに参加していただいた方には、アンケート等を実施するなど、参加者の意見等を把握し、その後のボランティア活動にいかせるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。続きまして、協働事業の推進、災害時生活用水協力井戸登録による災害対策の推進について、**防災・危機管理課**よりお願いします。

○**防災・危機管理課** はい。**副委員長**からの御質問、災害時生活用水協力井戸の登録数の実態、及び周知の方法についてお答えさせていただきます。災害時生活用水協力井戸は、災害による断水時に、飲用以外に使用する生活用水として井戸水を御提供いただける個人宅の井戸を登録するものでございます。こちらは平成24年度に創設いたしました。登録につきましては、井戸所有者の方から申請をいただき、本市で水質検査を行い、結果が良好な井戸を登録するとともに、登録後も定期的な水質検査を行い、適切な安全管理に努めております。現在の登録数につきましては、平成30年7月現在で、市内373か所の井戸を登録し

ております。市民への周知につきましては、登録井戸の敷地入り口付近への看板設置、市ホームページへの掲載、各市民センター等への井戸マップの掲示、さらには、各世帯へ配布しております防災マップへの掲載等を行っております。また、井戸の用途や使用方法につきましては、災害時の汲み上げを地域の自主防災組織の皆様と連携し対応することとしておりますので、地域の防災活動マニュアルに運用方法を掲載するとともに、地域と連携した防災訓練において汲み上げ訓練を実施するなど、実効性を高めるための取組を推進しているところでございます。以上でございます。

○___**委員長** ありがとうございます。以上、三つの質問が終わりましたが、御意見があればお願いします。

○___**副委員長** 2点の質問をいたしました。非常に丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。ボランティアについてですが、学生だけでなく私自身も学ぶことが多くありますので、皆様と意見を交わせればと思っております。もう一つの、災害時生活用水協力井戸については、先日の西日本豪雨を受けて、市民の方々も改めて災害を意識したと思われる。やはり我々市民の一人一人が、行政を頼るだけでなく自分で確認する意識を持つべきであると、改めて考えていただければと思いました。

○___**委員長** はい、他にはいかがでしょうか。

○___**委員** コミュニティプランに関して、前回の委員会の際に、各地区で作成を進めているとのことでしたが、防災に焦点を当ててプランを練っているところはどのくらいあるのでしょうか。

○**市民生活課** 集中豪雨などの災害に対するハザードマップは大きな視点となっています。地区ごとに特色はありますが、例えば那珂川沿岸の地区とか、そういったところは防災に重きをおいた内容になっているという認識はあります。

○___**委員** 災害の危険がある地域には、ハザードマップが配布されているということですが、そういった地域はある程度防災意識を持っていて、コミュニティプランにもそれが反映されていると理解してよろしいでしょうか。これからは自治体にお任せではなくて、地域が中心となって動かないと、具体的な防災活動につながらないと思います。水戸市の各地域でコミュニティプランが検討されているそうですから、ぜひ地域が中心となって防災活動を行えるようになると思います。

○___**委員長** 非常に大切な御指摘です。当大学の学生にこういった研究をしている者がおまして、なぜ地域コミュニティが進展しないのか、一方でコミュニティが進展している地域もあるのはなぜなのか、因果関係をしっかり理解した上でコミュニティプランを作らないといけない、そういうことを研究しておまして、まとまった段階で御紹介できればと思っております。こういった問題は自分事にするのが大事ですから、その点も考慮しながらコミュニティプランを作っていただければと思います。

○___**委員** よろしいでしょうか。ハザードマップについてですが、那珂川沿岸の地域には配布されているということでした。私の住んでいるところは那珂川から離れているから水

の心配はないと思っていましたが、家の近くにアースダムがありまして、それが決壊したら浸水の危険性がある、ということで我々の地区もハザードマップをいただきました。それと気になったこととして、32 地区の各市民センターは避難所に指定されていますが、非常用食品や毛布、発電機といったものが十分であるかということがわかりません。

○___委員長 実際に困ったときに、知らなかったでは済まされないですからね。

○___委員 疑問に思ったのですが、水戸市ではハザードマップを洪水の危険がある地域に配布されていますよね。一方、県のほうでは、土砂災害の危険区域についての防災マップを出しています。水戸市のどこで災害が起きるか、全体像がつかめません。一元管理していただきたいと思います。

○___副委員長 災害に関しては、皆様の関心が高いと思います。ただ、ハザードマップを見たときに、地図をきちんと読み取れる人はどのくらいいるのでしょうか。地図を読むにはある程度の知識が必要になります。もちろんハザードマップをしっかりと確認することも大事ですが、それと同時に、地域の人と一緒に歩いてどこが危ないのか、どのくらいの高さが危ないのか、1メートルの高さは実際にどのくらいなのかといったことを確認してほしいと思います。車に慣れた普段の生活ではあまり意識しないことですから、公民館で話をするのではなく、実際に多くの人と歩いて場所を確認して語ることで、意識を高めていくということが大事だと思います。

○___委員長 貴重な御意見だと思います。他にはいかがでしょうか。それでは、ここで休憩を設けたいと思います。

<休憩>

○___委員長 それでは、少々早いです、再開させていただきます。第3の柱「柔軟な行政運営体制の構築」、職員定数の適正管理について、行政改革課よりお願いします。

○行政改革課 職員定数の適正管理についての御質問でございます。年度別に各要因ごとの増員、減員の内訳につきましては別添のとおりでございます。今年度におきましては、63人増加しております。このうち、国体開催準備の推進、4大プロジェクトの推進及び中核市移行の推進に係る増員が39人を占めております。特に、国体開催準備の推進につきましては、25人の大幅な増員を行ったものでございます。このうち21人は、国体終了後の2019年12月までの任期付職員となっております。最終的に、国体は、事業の終了に伴い、41人の減員となる見込みでございます。その他の事業につきましても、進捗に応じて、定数の減員を図ってまいります。しかしながら、今後は、中核市移行による事務権限の移譲への対応のため、大幅な定数の増員を予定しております。だいたい80~90人ほどの人員増となる見込みでございます。その他の事務事業の精査を行い、その進捗に応じた減員を図るほか、より効率的な執行体制で効果的に事務を執行できるように努めてまいります。以上でございます。

○___委員長 ありがとうございます。続きまして、保育所・幼稚園の適正配置について、幼児教育課よりお願いします。

○**幼児教育課** はい。各施設の類別ごと、施設数、入所児童数、定員数及び待機児童数の推移について、その取組を御説明させていただきます。御請求がございました、平成24年度から平成30年度までの施設の推移をまとめた資料を追加作成いたしました。待機児童につきましては、昨年の113人から83人減って30人となりました。大幅減ではありますが、まだ待機児童はいますので、平成29年度は、補正予算により、新たに定員90人の保育所を3園、小規模保育事業を6か所整備することといたしまして、現在整備を行っております。平成30年4月現在の利用定員は、自主財源による保育所等の整備や、平成29年度補正予算により整備した小規模保育事業の3か所が開設（ほか3か所は30年度中に開設）したことにより、施設の利用定員の変更等も含め、昨年同時期から296人定員増加しております。しかし、平成29年度に待機児童が解消されなかったことを踏まえまして、本年度予算においても、待機児童の8割から9割を占める3歳未満児を対象とした小規模保育事業をさらに8か所整備する予定でございます。これらの整備によりまして、平成30年度末の保育所等の定員数は、平成29年度補正予算により整備が完了する施設も含め、さらに479人増加する見込みです。また、保育士不足により定員まで児童を受け入れられない保育施設もありますことから、平成29年度補正予算により、保育士就労支援補助金を創設し、保育士の確保を図りました。保育所等の整備と、きめ細やかな利用調整により平成30年4月の待機児童数は減少しておりますが、今後ともあらゆる施策を講じ、待機児童の解消とその継続に向け取り組んでまいります。以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。回答について、委員の皆様から御意見はございますか。

○**委員** よろしいですか。定員数は増員ということですが、保育士が足りないために受け入れられない施設もあるのですね。保育士就労支援補助金を受けられた方はどのくらいいるのか、実績はどうなっていますか。

○**幼児教育課** 平成29年度の補正予算を取ってからですので、年度途中からとなってしまうのですが、12人でございます。一人当たり10万円の補助金です。

○**委員** 思ったよりもいるのですね。補助金があるならばやってみようかと、そういった人たちが出てくると見込んでいるのですね。

○**幼児教育課** 昨年、保育士不足のため児童を受け入れられないという保育所がいくつかあるのか調べましたところ、だいたい60弱ありました。一つの施設に1人ずつという算定で、昨年度は60人分の予算を取りました。資格は持っているが今は働いていないという潜在的な保育士に、職場に復帰していただく目的です。新卒の方は対象外となります。水戸市内の保育所で2年以上働いていただいた場合は、補助金は返還しなくてもいいというものです。

○**委員** 保育士が絶対的に不足している時代です。『子育て支援員研修』という国の制度があるのですが、水戸市ではそれを修了しても、あまり取りたくないということですが、今後も保育士不足に対しての制度は利用しないのですか。

○**幼児教育課** 子育て支援員研修につきましては、年2回、県のほうで研修を予定しており

ます。子育て支援員は、正式には保育士ではありませんので、これからは保育の質の確保をしていかななくてはならないです。今は国の基準でやっておりますが、水戸市独自の基準を作らなくてはならないです。例えば、保育士1人に対して0歳児3人、1歳児であれば6人までみるという基準でやっておりますので、子育て支援員を取らないというわけではないのですが、保育士の補助という形で、今年度から予算を取っております。

○___委員 ありがとうございます。

○___委員長 他には御意見はありますか。

○___委員 よろしいですか。保育に関して、いろいろと努力されていることと思います。昨年度中に待機児童ゼロを目標としておりましたが、残念ながら達成できませんでした。本年度はぜひ待機児童ゼロを達成していただきたいと思います。そういう明るいニュースが出れば、水戸市の魅力につながっていくと思います。職員定数については、やむにやまれず増員する事情もあるのですが、なし崩しに増えることにならないようお願いしたいと思います。添付されている資料について、「その他の事務の増」という部分ですが、これは4大プロジェクトに関連した事務が増えるということでしょうか。

○行政改革課 その他の事務とは、市として新たな仕事が増えてしまった部分に関するものでございます。事務が終了するものについては、表のゼロから下の部分に記載されております。新しく始まる事務や、終了する事務については、私共も意識して定数管理を行っております。

○___委員 わかりました。中核市移行後には事務量も増えるでしょうから、財源のことも考えて職員を配置する必要がありますね。全国の県庁所在地を見ても、ほとんどの都市は中核市や政令指定都市になっている、水戸市は他市に比べて出遅れている感があります。

○行政改革課 中核市移行の件費の財源についてでございますが、先ほど80~90人程増えると申し上げましたが、それについて国の交付税が加算されましたので、その範囲内で人員を査定しております。

○___委員 県職員が水戸市の職員となることはあるのですか。

○行政改革課 県職員が水戸市の職員に移るということはございませんが、保健所や産業廃棄物等、かなり専門的で難易度が高い業務もございますので、県から職員の派遣を受けて、指導していただきながら人事交流するということは考えております。

○___委員 ありがとうございます。

○___委員長 よろしいでしょうか。第3の柱については以上でございます。続きまして第4の柱「未来へ向けた財政基盤の構築」、中長期的な視点に基づく財政運営について質問がございます。財政課が欠席のため、行政改革課よりお願いします。

○行政改革課 財政課は、本日多忙のため欠席となっております。行政改革課より代読させていただきます。「みと財政安心ビジョン」の4大プロジェクト以外の財政見通しは、御指摘いただいたとおり、一般財源ベースで作成しております。一般財源は、市の判断で自由に使うことのできる財源であり、その見通しは、財政状況の評価や今後の財政運営の方針を決

定する上で、最も重要な要素となります。国・県支出金や市債などの特定財源を含む予算総額で推計を行うことは、可能ではありますが、特定財源の増減により予算総額が大きく変動するため、市の財政状況を分かりやすく示すことが却って困難になってしまいます。具体的には、一般財源に余裕が無く財政運営が厳しい年度であっても、特定財源が多い事業を実施すると予算規模が膨らみ、財政運営に余裕があると誤解される可能性があります。このような理由から、本市では一般財源ベースでの推計を採用しておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○委員長 ありがとうございます。続きまして、社会保障制度の適正な運営について、質問の要旨は、ジェネリック医薬品についてでございます。国保年金課よりお願いします。

○国保年金課 はい。ジェネリック医薬品の使用促進につきましては、平成25年4月に国が行政、医療関係者、医薬品業界等、国全体として取り組む施策として「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定しました。本市といたしましては、このロードマップに基づき、国民健康保険の被保険者に「ジェネリック医薬品希望カード」をお送りしています。さらに、服薬中の医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額をお知らせする「ジェネリック医薬品利用差額通知」を、実際に代替可能な医薬品を使用している方に使用促進のリーフレットと合わせてお送りしております。国のロードマップにより、国全体でジェネリック医薬品への理解が進むなか、本市が実施しております利用促進策が実際のジェネリック医薬品使用に結び付き、目標を達成することができたものと考えております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。委員の皆様から御意見、御質問はありますか。

○委員 よろしいですか。財政課の方と直接お話ししたほうがいいのですが、中長期の財政見通しを立てるときに、5、6年後の財政規模をきちんと把握していなければ、市民の誤解を招くおそれがあると思えます。特に、これから高齢化が進んでいくと、医療費や介護費等が膨らんでいきます。水戸市では、現在、社会保障費に270億円近くかかっていますが、一般財源だけでは100億円も入ってこない。270億円かかっているものが、100億円以下に縮小されて表現されています。水戸市の社会保障費は100億円程度で済んでいるのだと市民に認識されかねない、そこが一番の問題だと思います。これから社会保障費は増えていくのは目に見えているのに、それを無視して100億円前後で見通しを立てるのは、いかにも乱暴ではないかと感じますので質問しました。水戸市の人口は徐々に減っていくなかで、社会保障費は上がっていく、そのための財政的な収入をどう確保するか、支出をどう抑えるかが中長期的な課題です。特別財源は変動が大きいからと、それを入れて考えると却ってわかりにくいとするのは重大な過ちではないかと懸念しております。ぜひ財政課のほうで再検討していただければと思います。

○委員長 次回は明確に質問票に書いていただくようお願いいたします。次にジェネリック医薬品についてです。

○委員 はい。私も通院しておりますが、薬局で薬を処方してもらうときに『ジェネリ

ック医薬品にしますか』と聞かれることがあります。そこで先生に相談しますと、先生によっては、『薬が変わると効き方も変わってくる』とおっしゃるので、それなら変えないほうがいいのかと思います。患者本人がジェネリック医薬品に変えるかどうかの判断をするのは難しいので、医療側からの理解と協力が必要であると思いました。水戸市では、ジェネリック医薬品への切替えが増えているということで、何かそういった施策があったのかと思い、質問しました。

○**国保年金課** 先ほど申し上げました「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が平成25年に策定されました。その内容としましては、ジェネリック医薬品の使用推進に当たっての問題点を、改めて検証したものでございます。品質や供給不足の問題が挙げられまして、業者への指導の徹底、市民への情報提供等を行ったところ、使用率が向上してまいりました。

○**委員** 行政のほうで指導したということですか。

○**国保年金課** ジェネリック医薬品の推進について、自治体単独で行うのはなかなか難しいものですから、国のほうでロードマップを作製、推進した結果と考えております。

○**委員** わかりました。

○**委員長** よろしいでしょうか。それでは、第5の柱「地方創生時代にふさわしい人材の育成」、多様な人材の確保について、人事課よりお願いします。

○**人事課** **副委員長**より、多様な人材、人材の早期確保の実現について御質問がございました。本市におきましては、従来の職員採用試験を9月に実施してきたところでございますが、平成28年度から土木技師、獣医師や薬剤師等の専門職について、試験を7月に前倒しして実施することにより、人材の早期確保に取り組んでまいりました。今後は、引き続き一部試験の前倒しを実施するとともに、採用時期の前倒しや年齢制限等の見直し・検討を行いまして、より一層、多様な人材の確保及び人材の早期確保の実現に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○**副委員長** ありがとうございます。昨今の社会状況において、学生の就職の前倒しが多くみられます。かつては自治体を目指す学生もいたのですが、一般企業が早くから人材確保していくなかで、やはり自治体を受けるのは辞めますという学生がいると、私も大学で就職支援委員を務めておりますので、そういう声を聞きます。これまでも優秀な人材を確保されてきていると思いますが、社会の状況が変わってきている実態を見ていただければと思い、提言させていただきました。今後ともよろしく願いいたします。

○**委員長** 中核市移行に伴って人員も増えますし、人材の質の保証が非常に重要になってくると思いますので、引き続きしっかりと御対応いただけますようお願いいたします。

以上で、五つの柱についての質問は終了となりますが、それ以外で御意見、御質問はありますか。

<意見無し>

○**委員長** それでは、以上を持ちまして審議を終了といたします。委員の皆様には、貴

重な御意見をいただき、ありがとうございました。各委員からいただきました御意見等も踏まえて、水戸市行財政改革プラン 2016 の適切な進行管理を行っていただくようお願いいたします。以上で審議が終了いたしましたので、進行を事務局へお戻しいたします。

○事務局 本日は御意見をいただきましてありがとうございました。いただきました御意見は、担当課へ的確に申し送りをしてまいります。次回の委員会につきましては、平成 30 年度の実施状況について報告いたします。また、来年の平成 31 年度は、平成 32 年度から 4 年間の後期計画の策定を行う年でもあります。平成 31 年度の秋には、後期計画案についての集中審議をいただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上を持ちまして、平成 30 年度第 1 回水戸市行政改革推進委員会を終了させていただきます。お疲れ様でございました。